

第十二回国会 衆議院 地方行政委員会 議録第七号

昭和二十六年十一月十三日(火曜日) 午前十一時八分開議

出席委員

委員長代理 理事 野村專太郎君 理事 河原伊三郎君 理事 床次 徳二君 理事 門司 亮君

大泉 寛三君 尾関 義一君 門脇勝太郎君 田中 啓一君 吉田吉太郎君 鈴木 幹雄君 藤田 義光君 大矢 省三君 立花 敏男君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清彦君 出席政府委員 總理府事務官 荻田 保君 (地方財政委員) 員會事務局長

委員外の出席者 總理府事務官(地方自治行政課長) 長野 士郎君 總理府事務官(地方自治行政課長) 奥野 誠亮君 自治庁財政課長 専門員 有松 昇君 専門員 長橋 茂男君

十一月十日 委員尾関義一君辞任につき、その補欠として大村清一君が議長の名目で委員に選任された。

同月十三日 委員大村清一君及び前田種男君辞任につき、その補欠として尾関義一君及び大矢省三君が議長の名目で委員に選任された。

同日 理事藤田義光君の補欠として床次徳二君が理事に当選した。

十一月十日

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

同月九日 野球入場税新設に関する請願(西村直己君紹介)(第九八七号)

同月十日 地方財政平衡交付金増額並びに起債額拡大に関する請願(浅香忠雄君外一名紹介)(第九三二号)

同(野村專太郎紹介)(第九八九号) 町村議事事務局設置の請願(石原登君紹介)(第九三三号) 災害復旧費地元負担全額起債認可に関する請願(石原登君紹介)(第九三四号)

地方財政特別平衡交付金増額の請願(石原登君紹介)(第九三五号) 六・三制整備費起債額拡大の請願(岡村利右衛門君紹介)(第九九一号) 合併町村特別平衡交付金配付の請願(高橋權六君紹介)(第九九二号)

同月十二日 五大市に対する地方財政平衡交付金増額並びに起債額拡大に関する請願(田中伊三次君紹介)(第一〇三四号) 宿坊に対する遊樂飲食税撤廃の請願(志田義信君紹介)(第一〇三五号) 営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(小淵光平君紹介)(第一〇一〇号)

同(長野長廣君紹介)(第一一一二号) の審査を本委員会に付託された。 同月八日

地方行政確立に関する陳情書(栃木県那須郡佐久山町議会議長八木沢繁次)(第五三八号)

同月十二日 地方議會議員定数減少反対に関する陳情書外一件(全国市議會議長会会長横井恒治郎外五名)(第六二二号) 中央集権化反対に関する陳情書(全国市議會議長会会長横井恒治郎)(第六二三号)

都道府県議會議員の表彰に関する陳情書(東京都議會議長菊池民一)(第六二四号) 各種負担金、寄附金の整理合理化に関する陳情書(岐阜県町村議會議長会長杉山金次郎)(第六二五号) 自販車税及び荷車税の調定に関する陳情書(岐阜県町村議會議長会長杉山金次郎)(第六二六号)

教育公務員給与改善のため平衡交付金増額の陳情書外四件(京都府与謝郡桑銅小学校河辺満夫外四名)(第六二七号) 同(茨城県高等学校教職員組合執行委員長須賀照雄外十八名)(第六二八号)

行政機構改革並びに新地方自治確立に関する陳情書(東京都千代田区平河町二丁目六番地全国市長会会長金刺不二太郎)(第六二九号) 地方行政確立に関する陳情書外三十八件(栃木県芳賀郡中村議會議長仙波福太郎外三十八名)(第六三〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件 理事の互選

小委員及び小委員長選任に関する件 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

野村委員長代理 これより会議を開きます。 まず法案の審査に入るに先だちましてお諮りをいたします。すなわち理事であります藤田義光君より理事を辞任いたしました旨の申出がありました。これを許すに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり 野村委員長代理 御異議なしと認めてさよう決します。

つきましては次に理事の補欠選任を行いたいと思いますが、これは先例に従いまして、投票の手続を省略いたしました。委員長より指名するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり 野村委員長代理 御異議なしと認め、委員長より指名することにいたします。床次徳二君を理事に指名いたします。

野村委員長代理 それではこれより去る十日、本委員会に付託されました地方税法の一部を改正する法律案、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案の両法律案を一括して議題といたします。まず政府側より提案理由の説明を聴取することにいたします。岡

野國務大臣。

地方税法の一部を改正する法律案 地方税法の一部を改正する法律案(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條の四第一項中「第十六條の二」の下に「又は第十六條の六」を加え、同項に次の但書を加える。

但し、その者が正当の事由がなくて弁明をしない場合において、この限りでない。

同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 担保の提供又は変更その他担保に関する地方団体の求に応じないとき。

三 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。

第十六條の五の次に次の一條を加える。

(法人税制又は法人の事業税の徴収猶予)

第十六條の六 地方団体は、第三百二十一條の八第一項若しくは第二項の規定によつて法人税制を納付しなければならない法人又は第七百五十四條の二第一項第一号の規定によつて事業税を納付しなければならない法人が当該法人税制額又は事業税額の二分の一に相当する税額以下の法人税制額又は事業税額について、当該法人税制額又は

事業税に係る第三百二十一條の八第一項若しくは第二項又は第七百五十四條の二第一項第一号に規定する申告書の提出期限内に徴収猶予の申請書を地方団体に提出した場合においては、当該税額については、当該提出期限から三月を限度としてその申請に係る期間、これらの規定にかかわらず、徴収猶予をするものとする。

2 前項の申請書には、申請法人の名称、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及びその所在地、代表者（この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人でこの法律の施行地において事業を行うもの（外国法人）という。以下第三十一條の二第七項、第四十條第三項、第五十七條の二、第七百五十四條の二第五項及び第七百五十四條の四第三項において同様とする。）にあつては、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者（の氏名、徴収猶予を受けようとする法人税割額又は事業税額並びに徴収猶予を受けようとする期間を記載しなければならぬ。

3 地方団体は、第十六條の四第一項の規定による場合の外、法人が第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額に係る法人税割額又は事業税額のうち当該徴収猶予を受けた税額以外の税額を納期限内に完納しなかつた場合においては、その徴収猶予をした税額については、その徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。

第三十一條の二第五項中「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年三月三十一日」に、「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年三月三十一日」に、「昭和二十六年十二月十日」を「昭和二十七年三月十日」に改める。
第七十四條の二第一項但書中「昭和二十七年一月一日の属する事業年度の末日」の下に「（その日が昭和二十七年三月三十一日前であるときは、同年三月三十一日）」を加える。
第七十二條第四項中「昭和二十七年一月一日を昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの日」に、「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年三月三十一日」に、「昭和二十六年十二月十日」を「昭和二十七年三月十日」に改める。
第三百二十九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

加える。

2 第十六條の六第一項の規定によつて徴収猶予をした法人税割に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を發することができない。
第三百六十四條の次に次の一條を加える。
（昭和二十七年年度分の固定資産税の徴収等）
第三百六十四條の二 市町村は、昭和二十七年年度分の固定資産税に限り、昭和二十七年七月以前の各納期においては、左の各号に掲げる価格を課税標準として仮に算定した額を当該年度の納期の数で除して得た額を固定資産税として徴収するものとする。

一 第四百十條第三項、第四百十七條第一項、第四百十九條第二項又は第四百三十五條第一項の規定によつて、昭和二十六年年度分の固定資産税の課税標準として固定資産課税台帳に登録された価格（この価格がない場合においては、類似の固定資産の価格に比準して市町村長が仮に決定した価格）
二 第三百八十九條第二項、第四百百條第一項又は第四百十七條第三項の規定によつて、昭和二十六年年度分の固定資産税の課税標準として固定資産課税台帳に登録された価格（第三百九十一條第一項の規定による配分に係るものを除く。）
三 第三百九十條の二の規定による

加える。
2 市町村は、昭和二十七年年度分の固定資産税の八月以後の各納期において、前項の規定によつて徴収された税額（仮算定税額という。以下本條において同様とする。）が第四百十一條の二の規定によつて決定した価格又は第三百九十二條の二の規定によつて配分された価格を課税標準として算定した昭和二十七年年度分の固定資産税の額（本算定税額）という。以下本條において同様とする。）に満たない場合においては、その不足税額を徴収し、仮算定税額が本算定税額をこえる場合においては、第十七條の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は充当しなければならぬ。

3 第一項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において、納税者に交付する徴税令書には、左の各号に掲げる趣旨を明示しなければならない。
一 徴税令書に記載された価額は、第一項の規定による価額であつて、昭和二十七年年度分の固定資産税に係る仮の課税標準額であり、その税額は仮算定税額であること。
二 昭和二十七年年度分の固定資産税の課税標準である価格は、昭和二十七年六月三十日まで決定されるものであること。
三 昭和二十七年年度分の固定資産税の八月以後の各納期において、仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては、その不足税額を徴収し、仮算定税額

が本算定税額をこえる場合においては、その過納額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。
第三百七十三條の次に次の一項を加える。

11 前項の規定は、第三百六十四條の二第一項の規定によつて徴収すべき固定資産税について準用する。この場合において、「第三百六十四條第四項又は同條第八項」とあるのは、「第三百六十四條の二第一項」と、「昭和二十六年九月三十日」とあるのは「昭和二十七年六月三十日」と読み替へるものとする。
第三百八十九條第一項中「以下本條」の下に「第三百九十二條の二」を加える。
第三百九十條の次に次の一條を加える。

（昭和二十七年年度分の仮に算定する固定資産税に係る地方財政委員会が評価する固定資産の価格の通知に関する特例）
第三百九十條の二 地方財政委員会は、昭和二十七年年度分の固定資産税については、昭和二十六年年度分の固定資産税の課税標準となつた価格を第三百九十一條第一項の規定に準じて関係市町村に配分し、その配分した価格を昭和二十七年三月三十一日までに当該市町村の長に通知しなければならぬ。
第三百九十二條の次に次の一條を加える。

加える。
（昭和二十七年年度分の固定資産税に係る道府県知事又は地方財政委員会が配分する固定資産の価格の

加える。
（昭和二十七年年度分の固定資産税に係る道府県知事又は地方財政委員会が配分する固定資産の価格の

〔通知に関する特例〕

第三百九十二條の二 昭和二十七年
度分の固定資産税に係る第三百八
十九條第一項又は第三百九十一條
第一項の規定によつて道府県知事
又は地方財政委員会が配分する固
定資産の価格の通知は、これらの
規定による期限にかかわらず、昭
和二十七年六月三十日までにしな
ければならない。
第四百十一條の次に次の一條を加
える。

（昭和二十七年年度分の固定資産税
を課する固定資産の価格の決定の
特例）

第四百十一條の二 昭和二十七年
度分の固定資産税を課する固定資産
の価格の決定に限り、第四百十條
第一項の規定中「二月末日」とあ
るのを「昭和二十七年六月三十日」
と読み替へるものとする。
第四百十六條の次に次の一條を加
える。

（昭和二十七年年度分の固定資産税
に係る固定資産課税台帳の統覧期
間の特例）

第四百十六條の二 昭和二十七年
度分の固定資産税に係る固定資産課
税台帳の統覧期間は、第四百十五
條第一項本文の規定にかかわら
ず、昭和二十七年七月一日から同
月十日までの間とする。
第四百十八條の次に次の一條を加
える。

（道府県知事に対する昭和二十七
年度分の固定資産の価格の概要調
書の送付の特例）

第四百十八條の二 昭和二十七年
度分の固定資産の価格の概要調書
の送付の特例

作成及び送付に限り、前條本文の
規定中「第四百十條」とあるのは
「第四百十一條の二」と、毎年四
月中」とあるのは「昭和二十七年
八月中」と読み替へるものとする。
第四百二十九條の次に次の一條を
加える。

（昭和二十七年年度分の固定資産評
価審査委員会の審査のための会議
の開会の期間の特例）

第四百二十九條の二 昭和二十七年
度分の固定資産評価審査委員会の審
査のための会議の開会の期間は、
第四百二十八條第一項本文の規定
にかかわらず、昭和二十七年七月
一日から同年八月十日までとす
る。但し、特別の事情がある場合
においては、当該市町村の條例の
定めるところによつて、これと異
なる会議の期間を定めることがで
きる。

第七百六十三條の三第一項中「納
付する場合」の下に「第十六條の六
第一項の規定によつて徴収猶予を受
けた法人がその徴収猶予に係る税金
を納付する場合を含む。」を加える。
第七百六十五條第二項中「前項」
を「第一項」に改め、同項を同條第
三項とし、同條第三項を同條第四
項とし、同條第一項の次に次の一項
を加える。

第十六條の六第一項の規定によ
つて徴収猶予をした事業税に係る
地方団体の徴収金については、前
項本文の規定にかかわらず、その
徴収猶予をした期間内にこれを完
納しない場合でなければ、督促状
を発することができない。

附則

この法律は公布の日から施行す
る。

地方財政平衡交付金法の一部を改
正する法律案

地方財政平衡交付金法（昭和二十
五年法律第二百一十一号）の一部を次
のように改正する。

第十九條第一項中「錯誤があつた
ことを発見した場合においては、当
該地方団体が受けるべきであつた交
付金の額に不足があるときはこれを
交付し、超過額があるときはこれを
減額し、又は返還させることができ
る。但し、返還させる場合において
は、その方法については、あらかじめ、
当該地方団体の意見をきかなければ
ならない。」を「錯誤があつたこと
を発見した場合で、当該地方団体につ
いて基準財政需要額又は基準財政取
入額を増加し、又は減少する必要が
生じたときは、錯誤があつたことを
発見した年度又はその翌年度におい
て、規則で定めるところにより、そ
れぞれその増加し、又は減少すべき
額を当該地方団体に交付すべき交付
金の額の算定に用いられるべき基準
財政需要額若しくは基準財政取入額
に加算し、又はこれらから減額した
額をもつて当該地方団体の当該年度
における基準財政需要額又は基準財
政取入額とすることができる。」に改
める。

同條第三項中「前二項」を「前三
項」に改め、同條第四項中「第一項
及び第二項」を「第一項から第三項
まで」に改め、同條第二項を同條第
三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、
同條第一項の次に次の一項を加え
る。

2 錯誤に係る数を交付金の算定の
基礎に用いた年度（交付年度）と
いう。以下本項において同じ。以
後の年度においては、委員会は、
規則で定めるところにより、前項
の規定が適用される地方団体で、
同項の規定を適用しない場合でも
当該地方団体に交付すべき交付金
の額の算定に用いられるべき当該
年度の基準財政取入額が基準財政
需要額をこえるもの又は同項の規
定が適用される結果基準財政取入
額が基準財政需要額をこえること
となる地方団体について、交付年
度分として交付を受けた交付金の
額が交付を受けるべきであつた交
付金の額に満たないときは、当該
不足額を限度として、これを当該
年度の交付金から交付し、交付年
度分として交付を受けた交付金の
額が交付を受けるべきであつた交
付金の額をこえるときは、当該超
過額を限度として、これを返還さ
せることができる。但し、返還さ
せる場合においては、その方法に
ついて、あらかじめ、当該地方団
体の意見を聞かなければならな
い。

第二十條第二項中「前條第一項及
び第四項」を「前條第一項、第二
項及び第五項」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 改正後の地方財政平衡交付金法
第十九條第一項及び第二項の規定

は、昭和二十五年年度分の地方財政
平衡交付金でその額の算定の基礎
に用いた数に錯誤があつたものに
ついても、適用する。

○岡野國務大臣 たいだいま議題となり
ました地方税法の一部を改正する法律
案につきまして、その提案の理由及び
内容の概要を御説明申し上げます。

御承知の通り現行地方税制は、兩次
にわたるシャープ勧告の趣旨とする
ところのつとより、地方財政自主権の強
化拡充及び住民負担の合理化を目標と
して、従前の地方税制を根本的に改革
したものでありまして、その施行以來
漸次所期の成果を上げて参つたのであ
りますが、何分にもそれが根本的な改
革でありましたこと、最近における
社会経済事情の変化によりまして、
これに相当の修正を加える必要がある
ものと認められるに至つたのでありま
す。

政府におきましては、これらの問題
について鋭意研究を重ねているのでは
ありませんが、現行地方税制の全般にお
ける改正は、さらに慎重な準備をもつ
てこれを他日に期することとし、今国
会においては、さしあたり必要な最小
限度の改正を行うこととした次第
であります。

次に本法律案の内容について御説明
申し上げます。改正の第一点は、市町
村民税の法人税制及び法人の事業税に
ついてであります。すなわち、市町村
民税の法人税制及び法人の事業税の納
期限は、法人税の場合と同じく、事業
年度終了後二月以内となつていたので
ありますが、最近における金融及び取
引の実情にかんがみ、その徴収の円滑

を期するため、法人税法の改正に準じ納税者の申請に基き、その税額の二分の一の額以内において、三月を限度としてその徴収を猶予することとしたのであります。

改正の第二点は、附加価値税についてであります。附加価値税は、現行地方税法において初めて創設されたのであります。その実施の結果がわが国の社会経済に及ぼす影響が甚大であることにかんがみ、施行準備の万全を期するため現行地方税法制定の際、二箇年間その施行を延期することとされたのであります。いよ／＼明年一月一日から施行されることとなるのであります。今日わが国の社会経済の情勢及び地方税制全般との関連上、予定通り附加価値税を実施することについて、なおしばらく慎重な検討を必要とするものがあると認められるのであります。よつて、附加価値税の施行に關する結論を得るまでの間、附加価値税の課税標準について加算法を採用することについての届出の期限、青色申告書により申告することについての承認申請の期限等を、昭和二十七年三月三十一日まで延期して混乱の発生を防止することとしたのであります。

改正の第三点は、固定資産税についてであります。固定資産税につきましては、本税創設以来、評価基準の作成等所要の事項について努力を重ね、本税運営の最も重要な点である評価の適正化に万全を期して参つたのであります。何分にも固定資産の評価といふことは初めての試みであります。また完全とは言ひ得ないのであります。従つて、来年度におきましても、なお評価につき十分な調査をいたし適

正なものとして行く必要が痛感されるのであります。これがため、昭和二十七年度分の固定資産税にかかると固定資産の価格決定の期限を六月末日まで四ヶ月間延期し、それまでの間は、前年度分の固定資産税の課税標準となつた価格に基いて仮徴収し、八月以降の納期において本決定価格に基いて差額を清算することとし、評価の適正と徴収の合理化をはかることとしたのであります。

以上が本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに議決せられんことを希望する次第であります。

次にただいま提出いたしました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

本法律案は、地方財政平衡交付金の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見いたしました場合において、簡易に必要な調整的措置をとることができるよう、所要の規定を整備しようとするものであります。以下本改正法律案の内容の概要について説明申し上げます。

調整したものを当該地方団体の基準財政需要額または基準財政収入額とするのであります。これをさうとするものであります。

改正の第二点は、錯誤にかかると用いた年度後の年度において、以上のような措置を行うことといたします。たゞ／＼当該地方団体の基準財政収入額が、基準財政需要額を越えている地方団体または以上の措置を行つた結果、そのようになる地方団体において交付金の交付不足額があるときは、これを限度として当該年度の地方財政平衡交付金のうちからこの部分を交付し、また交付金の交付超過額があるときは、これを限度として別途に返還させることとしたのであります。

以上の二点について、今回改正をしようとしたのは、今回の補正予算成立後に行うことを予定してあります。地方財政平衡交付金の本決定の際に、すでに発見いたしました昭和二十五年年度分の地方財政平衡交付金の算定における錯誤を調整したいからであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されんことを御願ひする次第であります。

○野村委員長代理 これより両法律案に対する質疑に入ります。まず床次徳二君。

○床次委員 質疑に入ります。前日に一応大臣にお聞きしたいのですが、平衡交付金の交付に關するこの法律案の改正手続につきましては、これは実情にかんがみまして御提案になつたことと思ふのであります。しかしながら、私も平衡交付金に關しまして一番困難を感じておられることは、平衡交付金の額の算定の基礎と申しますか、平衡

交付金額の決定そのものに關しまして、今日まで確たる数字をつかみ得ないところ、非常に悩みを持つておられるのであります。数日前に本会議で決議が行われた次第につきまして、大臣もよく御承知だと思ひますが、事実に対する認識と、実際に国会において取扱ひました扱ひ方との間に、かなり矛盾を感じておられる、かなりの数字的な相違を見ているわけであり、その基礎と申しますのは、地方財政委員会の判定と、大蔵省の査定に對する政府の意見というものと、間際として平衡交付金額を算出するということに對しまして、非常に大きな疑問を持つておられるのであります。これは当然国会としての立場において判定すべきものと思ひますが、将来どういふふうにしてこの問題を政府としてお考えになつていか承りたいのであります。今日まで政府が予定せられた数字を、地方財政の将来の基礎として一切の問題を取扱つて、ここに提案されましたような方法によつても処理して行かれるお考えであるか。あるいは地方財政委員会の意向も參照して、さうして地方の財政の実情というものに對して別個な観点からこれを觀察されて、さうして平衡交付金といふものを別個に算出されて行かれるか。その根本方針に對しましてお伺ひしたいと思ふ次第であります。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。御説の通りに、昨年平衡交付金制度ができました以後、大蔵省と地方財政委員会との間に、毎回いろいろ数字のやりとり並びにこれに對する一致しない点がございます。まことにごめ

いわくをかけたことと存じますが、私は平衡交付金法というものはまことにいい制度でございます。これをもう少し確立して、今確立して行つていない。これはできませんから一年有余にしかありません。いろいろ／＼ごちない点があると思ひますが、しかし私どもの考えといたしましては、やはり平衡交付金は算出の基礎なんかも、まだいろいろ地方財政委員会の規則でやつておられることとございまして、この規則も実は皆様方の御審議をこらむつた法律によつてきめて行きたい。きめて行くような法律にして行かなければならぬことになつておるのでございませぬけれども、まだ出発早々でございます。確信並びに地方の実情が十分把握されていないという点で、先般もお願いいたしました。一年延期いたしました規則でやつておられるわけでございますが、その規則によりまして、法律に明定してやつて行くということが、まず一つのおれ／＼の考えでございます。法律にいたしまして、しつかりと算出の基礎が確定いたしましたならば、その確定いたしました方法で数字を出して行きたい。同時に地方財政委員会も出発早々でございます。まだ陣容も十分ととのつておられるとは思ひませぬ。この陣容、機構をもう少し拡充いたしまして、りつばな、どこへ出して御興存のないような数字を出し得るという方法にして行きます。これによつて、政府に對する十分なる要求並びに裁定を受ける、こういうようなことになつて行きたいと思つております。今まで大蔵省と地方財政委員会との間

い

い

い

い

い

い

出しておるにかかわらず、われ／＼といたしましては、地方財政は非常な赤字である。そして地方財政委員会も三百五十億の補正をしていただかなければ、ぐあいが悪いというようなことがありまして、大蔵省は七十七億余つておるといふことを、数字ではつきり出しておるにかかわらず、平衡交付金百億、地方起債百億、合せて二百億出しておるのでございますから、これを間接的に御判断くだされば、大蔵省の数字を無視して、地方財政委員会の希望にある程度沿うた、こういうことを御了解くださるようお願いいたします。

○床次委員 ただいまの御答弁、非常に含みのある御答弁でありまして、いづれまたこの問題は解決を要することと思つておられます、本日は何つておきます。

それから第二に御質問申し上げておきたのは、今度の改正案におきましては、市町村民税中の法人割その他の納入に対しまして、特別な徴収猶予等の方法を講じておられるのであります、こういう措置といふのは、確かに実情から出て参つたものと思つておりますが、ほかの税に關しまして、相当今日は徴収において困難を感じておるものもあるのではないかと。それでこの市町村民税中の法人割と、その他とのつり合ひにつきましては、いかようにお考えになつておられるのであります。お伺いしたいと思つておられます。

法人税の処置にはつを合せて、そしてそれに追従して、とりあえず地方税もそれと同じような取扱ひをしたら、いだらうという考えで出したわけでございます。将来いろいろ地方の実情を考へまして、これと同じような態度をとらなければならぬといふようなものを検討しております、その検討に對して結論が出ましたならば、御説のよるな方向に進んで行きたいと思つております。

○床次委員 あと二つばかりお尋ねしたいのでありますが、固定資産税に關しまして、いろいろと実情に即するよるな修正を考へられて御提案になつておることは、けつこうだと思つておりますが、本年度の固定資産税の決定に關しても、まだ手続になれておりません關係上、いろいろ欠陥もあるのじやないかと思つておられます。もうすでに本年度としましては、一応決定された形になつておりますが、それに対しまして、最近名簿の縦覧が十分できなかつたとかいふような一般の不平等が出ておることは、御承知の通りであります。その他本年度の取扱ひ自身といたしまして、相当欠陥もあることを思つておられますが、こういうものの欠陥是正に關しましては、何か特別のことを考へになつておられるかどうか、来年度の固定資産税に對する態度としては、まことにけつこうだと思つておられますが、本年度につきまするといふ立場において、お考えになつておることがありますれば伺いたいと思つておられます。

○荻田政府委員 初めてのことでございまして、法律も縦覧期間がたつた十日だつたといふことにつきまして、われ／＼も相当検討を加えなければならぬところがあると思つておられます。今年の問題でございますが、これは法律がそのまゝになつておられますから、地方団体独自におきまして、條例をもつて縦覧期間を延ばすとか、その他運用の面におきまして適宜措置するよるに、機会あるごとに、地方の關係者に話しております。

○床次委員 なお最後にひとつ承つておきたいのですが、政府におきましては、将来において地方税制の全般的改正についてお考えになつておられるようでありまして、新聞紙上その他におきても、いろいろ意見を聞いておられるのであります。大体今日お考えになつておられますこと、あるいは近く通常国会等において提案されたいといふお考えのものがあるかと思つておられますが、おわかりのものにつきまして、この機会に御発表願ひたいと思つておられます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げました。それにつきまして、いろいろ地方財政委員会の方で過去一年半にわたりました、税徴収並びにその欠陥等にかんがみまして、検討しなければならぬこともあると存じますし、それから地方税に對する懇談会と申しますか、民間の有力者に來ていただきまして、いろいろ地方税の思惟ない御批判をこうむり、同時にいかに改正したらいいだらうかといふようなことの答申も、近出て來ることでございまして、そういうものを基礎にいたしまして、改正を企てておる次第でございます。詳しい点は局長からごひらう申し上げさせていただきます。

財政委員会の案とかいふものは、全然できておらないのであります、ただその立案の基礎になるのが、税制懇談会が出ました結論でございます。この懇談会もおおこれ中間的なものでありまして、最終的なものは、来年度の財政需要額、それから見て來るところの税収入額といふものを計算しませんでした。出ないといふので、一応中間報告が出ておられます。これはたび／＼新聞紙上等にも出ておりましたので、御承知と思つておられます。簡単に申し上げます、まず、方針といたしまして、税の賦課につきまして、国、府、市町村との三つが、別々に課税標準の調査をするといふことは煩雜であるから、なるべくこれは避けた方がいだらう、こういう一つの方針。それから第二に、なるべく平衡交付金は減らして、地方税をふやすが、地方の財政の自主性を認めることとなるから、いいという問題。第三は、それには団体ごとに普遍的な税を地方税としてやらなければいけないという問題。第四に、まだ税率等について、負担關係から見ても適當でないものがあるから、この税率の調整をする。第五に、雑税としてまだ好ましくないものが残つておるから、法定税目から解除する。こういう五つの方針が出ておられます。まず府県税につきましては、附加価値税について大いに議論があつたのであります、これは一応とりやめる、そして事業税を残すけれども、これもそのまま現在の事業税、特別所得税を残さず、つまり課税標準が現在所得一本になつておられますのを二分いたしました、所得半分、あとの半分は総売上金額といふようなものを用いる。なおこの所得を課税の対象

といはしますものにつきましても、基礎控除の制度を設けて、少額所得者の負担を軽減する。なお第一に申しました方針によつて、そのよるもの課税標準の調査は、これは国の税務署の使つたものをそのまま用いるといふ点。それから次に入場税、遊興飲食税は税率が高いから、これを大体半減する。しかしそれによつてもなお税収入においてあまり減額しないことを期待する。それから雑税としましては漁業権税を廃止する。そのよりにいたしまして、府県の方においては相当平衡交付金によらなければならぬ部分が多いのでありますから、酒とタバコについての消費税を地方に移譲する。しかしその場合に、個々別々に独立税としてとることは煩瑣であるから、國の方で徴収してそれを還付するといふ形にするために、現在の専売益金及び酒税の中から、府県に對して一定の割合とすることを考へようと思つておられます。市町村民税につきましては法人税割については、法人税の税率の改正及びこの税収入が、特殊な例でありまして、一市町村に非常に片寄るといふようなことからして、この税率をある程度下げること。それから固定資産税につきましては、このうちまず電気關係の電柱、差電所、変電所等、それから鉄道關係の軌道、それから船舶、こういうものは固定資産税の對象から除外して、昔ありましたような軌道税、電柱税、船舶税といふようなものをつくる。なお発電所については、発電施設税といふものをつくる。しかしこの場合発電所のありますのは山奥の町村等に大きなものがございますので、非常に大きな収入が入りまして、

これを分譲しなければならぬというよ
うな状態でございますので、半分を府
県税にし、半分を市町村税として残し
ておくというようなこと。それからな
お固定資産税の評価につきまして、い
ろいろ議論があつたのであります。こ
この全国的調整をはかるために、地方
財政委員会及び府県の段階におきま
して、個々の市町村の評価について強力
にこれを調整する方法をとる。しかし
大規模な償却資産については、国税を
きめる場合に税務署においてきめて、
これを地方に通知する。こういうよう
なことを考えております。なお税率に
つきましては、適正な評価をいたしま
すと相当上るといふことになりま
すので、税率は、大体現在の税収入から割
出した額を確保し得る程度に税率を引
下げる、つまり百分の一・六を下げる
という考えであります。それから雑税
といたしましては、広告税と接客人税
を廃止する。なお申し落しましたが、
府県税の中の自動車税は定額課税であ
りますので、ある程度増額する。大体
そういう点が税制懇談会で申されてお
りました結論でございます。

○大泉委員 今度の改正案は、税率の
改正を前提としての大改正であると思
います。通常国会で税率を引下げ
て、全般にわたつて改正を行われると
いう前提のもとにやるとするならば、
当然な措置として見られるのですが、
今秋田さんの言われるには、附加価値
税などは葬つてしまふという話
ですが、どうも附加価値税を、実施も
しないうちに葬つてしまふことは、は
なはだ不都合だと思つております。しか
し政府の方針がそういうふうなまればや
むを得ないのですが、今日地方税を論

ずる場合には、地方税の税源は、ほと
んど事業体を目標としていふような建
前であつてみれば、全国的に事業の分
布を、政府の力によつてやるならば、こ
れは公平なこともできるかもしれない
が、事業設置、あるいは企業計画は、
みな民間の自由によつて行われるので
あります。その土地においては、いわゆ
る税収入は上りますが、その事業を移
動することができないならば、結局不公
正な立場に立至る、こう思ふのであり
ます。そこで附加価値税は完全なもの
ではないけれども、今日のような中央、
地方を通じて税の公平な負担をする
という建前からいふたならば、やや完
全に近いものだと私は信じているけれ
ども、今言う通り、完全なものでない
ことはよくわかつております。政府と
してこの地方税を、どういふふうな理
想に近い、一つの完全なものに仕上げ
られるかといふことを、私も是非常
に深い関心を持つておつたのでありま
すが、改正の要点は末端というか、あ
るいは枝葉末節のことのみの処置をせ
られて、根本的な改革はまだでき上つ
ておらぬように見られるのでありま
す。岡野国務大臣としては、地方税全
體に対して、あるいは国税とにらみ合
せて、抜本的な改正が必要じやないか
と私は思ふのです。この地方税を改正
するにあつて、岡野国務大臣の非常
な御努力を期待するのであります。今
までのように、どうもやつたものがま
ずい、これは少し直さなければならぬ
というふうな未節的なものでなくて、
根本的な改正を私は要望したいと思
つております。たとえばさつきお話の
ように、法人税割は抵抗の弱いところ
ばかりに税金をかけるという悪いこと

をやつてゐる。私はどうもこういうこ
とはやるべきじやないといふことを、
再々申し上げておるのであります。なおまた
地方によつては企業が存在しない。存
在しないところへ法人税割をかけたた
ころで、地方税の税収の均衡をはけれ
ないじやないか、こういうことではよ
くないことだと盛んに言つたのですが、
とうとう実行してしまつた。実行して
みれば、やはり事業のあるところには
税収が見込まれるけれども、法人のな
いところは、さつぱり潤わないといふ
結果になつてしまふ。それだから改正
するといふことになつておりますが、
政府のやることは、これほどの国民の
支持を得て力ある基礎に立つていな
が、やることはきつめてへまだと思
つて、ひとつ岡野国務大臣は、地方税の
改正にあつて、緊縮一番大努力を私
ついでにいたしたいと思つてゐる。全般に
わたつて私はただ要望だけを申し上げ
て、どうのこうのといふ御質問を申し
上げるわけではないけれども、この際
ひとつ地方税の大改革を、根本的な立
場立つてやつていただきたいといふ
ことを要望しておきます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。
す。ただいま御激励をこうむりまして、
私としてはありがたく思つておりま
す。ただいま秋田局長から御説明申し
上げました点は、大体において税に関
する懇談会の考へておるような結果
を、ごひらう申し上げたのでございま
して、私自身といたしましては、あれ
もむろん参考といたしてやるわけでご
ざいます。しかしお説のような考へ
で、大きな本塞源の改正をしよう
といふことで、事務当局にいろいろ指
示してやつておる次第でございますか

ら、できるだけお説を尊重いたしましたし
て、今後にも処したいと存じます。
○大泉委員 忘れたので一言。どうも
大蔵省も自治庁も地方財政委員会にお
いても、税に社会政策を織り込むとい
うことがある。税をえる以上社会政策
なんといふものを考へる必要はない。
別な面では社会政策はやるべきだ。税に
対してはこれまで産業を主体にし
て、そして活動を目標としてかけてな
ければならぬ。それをあまり慈善事業
のよきな社会政策を織り込んでやるか
ら、ひんまがつた一つの統制ができて
しまふ。こういうことは別な場面でも
つて、やはり産業を目標としての税制
であつたならば、あくまでも税の立場
でやつていただきたいといふことを、
つけ加えて国務大臣に要望しておきま
す。

○野村委員 立花敏男君。
○立花委員 岡野さんにお尋ねいたし
ますが、この間平衡交付金の決議が満
場一致で衆議院を通過しているのです
が、それに対しては政府の方からも、
決議の趣旨を尊重してやるといふ御答
弁があつたのですが、従来平衡交付金
のためには御尽力くださった岡野さん
としては、さつそく実施におかかりと思
うのであります。どういふ具体的
な対策をお立てになつておられるか、あ
の平衡交付金の決議案を岡野さんとし
ては、どういふ形で実現されようとし
ているのか、承りたいと思つてお
ります。

○岡野国務大臣 お答えいたします。
大蔵大臣が御答弁申し上げましたよう
に、両議院の決議案を尊重して、今後
中央地方の財政をよく勘案して善処す
るといふことを申し上げましたので
が、その通りわれ／＼関係一同も考へ

まして、いかにして両院の御希望に沿
い得るかといふことを検討し始めてお
る次第でございます。

○立花委員 非常に漠然としたもの
で、大蔵大臣の態度ならばそれでも私
どもも了解できるのですが、岡野さん
は大蔵大臣あるいは大蔵省の意見にあ
きつたらないで、非常に地方財政のため
にお思いになつて、この平衡交付金のた
めには特に尽力なさつておられた方
であります。ああいう決議案が通つた以
上は、大蔵省のあるいは大蔵大臣のそ
ういふあいまいな態度を追究なさつ
て、もつとはつきりした具体的な案を
お立てになるのが、岡野さんの立場じ
やないかと思つて、今承りますと、
大蔵大臣のあいまいな態度とあまりか
わらないような態度であるが、そう
いうことでは私今度岡野さんを信用し
て参りましたが、非常に裏切られた
ような気がするのであります。も
つとはつきりした案を最近においてお
立てになる意思はないかどうかとい
ふことを、重ねてお伺ひいたします。

検討し始めておると、こう申し上げておる次第であります。
○立花委員 せつかくひとつ御検討なさつて、具体的な案を至急お出し願いたいと思ふ。

それから十五日、あさつてですか、市町村長会議、市町村会議長会議がありまして、全国大会をやられるのですが、おそらく国会にも参ると思うのですが、あの人たちの一番問題にしておられますのは、やはり前年度より平衡交付金が非常に少かつた、二〇%ばかり少かつた、この問題が非常に大きな関心の的になつておるわけでありまして、この問題に關して、先般委員会で御尋ねしましたところ、それは今後の平衡交付金の配分によつて、カバーするのだという答弁を承つていたのであります。私もあの人たちに接觸する場合には答弁する必要もありませんので、重ねて伺つておきますが、そういう方法でこの際残余の平衡交付金を、補正予算に含まれております百億の増額が決定されました場合には、昨年度より減りました市町村に対する平衡交付金をカバーするというように、前回言明なさつた方針を、やはり今でも貫く考えでおられますかどうか、再確認をしておきたいと思ふので、御答弁願いたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。先般委員会で御尋ねしましたところ、それは今後の平衡交付金の配分によつて、カバーするのだという答弁を承つていたのであります。私もあの人たちに接觸する場合には答弁する必要もありませんので、重ねて伺つておきますが、そういう方法でこの際残余の平衡交付金を、補正予算に含まれております百億の増額が決定されました場合には、昨年度より減りました市町村に対する平衡交付金をカバーするというように、前回言明なさつた方針を、やはり今でも貫く考えでおられますかどうか、再確認をしておきたいと思ふので、御答弁願いたい。

○立花委員 それから平衡交付金の改正案に入りたいと思ふのであります。先般この委員会、岡野さんは、平衡交付金の制度は毎年こういふふう

な政府と地方自治体の間にトラブルが起るし、地方の財政に対しても非常に悪影響があつて、地方自治に支障があるような言葉があつたのですが、そういう観点にお立ちになりますか、どうして平衡交付金の根本的な改正、地方自治の確立のためにつくり出した地方財政平衡交付金が、地方自治のために障害になるといふようなものであれば、これはどうして根本的な改正が必要だと思ふのであります。岡野さんの御意見では、どういふ点が地方自治の支障になる点であるか、平衡交付金のどの点かを改めればいいのか、そういう点についての御意見を、根本的な点で簡単によろしく伺ひたい。それから承らしていただきたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。これは御承知の通り昨年以來平衡交付金をめぐりまして、いろいろ皆さん方に御迷惑をかけているのでございますが、何と申しましても国家財政と常に關連がございまして、そのために地方財政委員会が、地方財政のためにこれほどいろいろのにかかわらず、その通り出たことがない。これは平衡交付金の趣旨に背反するものでないか、こう私は考へているものでございまして、何かこの欠陥を是正いたしまして、地方財政の確立に寄与しなければならぬ。そのためには平衡交付金を、そういう方向に改正して行く善後策を考へているのでございまして、ただいま局長が申し上げましたように、地方財政平衡交付金というものを、国の税収入の額にスライドして出すとか、あるいは平衡交付金をある

程度、そういうようなスライドすることにしてきめておいた上に、なお酒とかタバコとかの配付税を地方に分割還付して、そういう地方財政を充実して行きたい、こういうようなことも一つの方法でございまいしょう。いろいろ各方面の角度からそれを検討しまして、今までのような地方財政に迷惑のかわらないような方法に、平衡交付金を根本的に改正して行きたい、こう私は考へて、ただいま事務局をして十分研究をさせている次第であります。

○立花委員 大体それはいつごろ御提出になる予定でございませうか。
○岡野國務大臣 問題が非常に大きございまして、もし朝令暮改、たびたび法律を改正するということをお私好みませんから、十分なる検討をし、これなら大丈夫だといふような結論を得ましたときに、これを提出したい、こう考へております。

○立花委員 その場合には多分地方税法の改正と同時にやりになるのだからと思ひますが、それでございませうか。
○岡野國務大臣 いろいろ平衡交付金と地方税法と相連して出ることになると思ひます。

○立花委員 それから具体的な内容ですが、基礎に用いた数について錯誤があつたのを発見いたしました場合とありますが、錯誤という字が非常にあいまいなんです。岡野さんの提案理由の説明によりますと、地方財政委員会と大蔵省との間の数字の相違、これも何か錯誤の中に入るような御説明があつたのですが、私もそういうふうに理解しないのです。これは単なる数字と申しますか、計算上の錯誤というふうに考へておるのでございませうか、そ

うじやなしに、総額の算定あるいはいろいろな場合の考へ方の相違のようなものも錯誤の中に入るのかどうか、そのなりやなしと問題が大分大きいのです。この錯誤という言葉をもう少し明確に、具体的にひとつお示し願ひたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。これは大蔵省との間の数字のやりやりの錯誤はございませぬ。地方財政委員会に各地方公共団体から出ました数字に錯誤があつたということございまして、詳しく事務的に御説明申し上げますから、御了承願ひたいと思ひます。

○萩田政府委員 この点は、今大臣から申されましたように、個々の地方団体に平衡交付金を配分いたす場合に、個々の団体から出て来た数字、これが間違つておつた、これを訂正するのが趣旨でございませぬ。たとえば児童数、人口数といふものをとります場合に、統計の間違ひといふようなことか、過大になつたとか、あるいは過小になつたといふことがあつたと、その団体に対して平衡交付金の額が、それだけ狂つて来るわけでございます。これを是正するのが趣旨でございまして、総額を決定する場合に、大蔵省と数字のやりとりしたその数字の間違ひといふようなことは、決して問題にはなつておりませぬ。

○立花委員 規模の大きい小さいはありますが、その場合同じような問題が起るのです。統計の間違ひであると簡單におつしやいませうが、統計のとり方についての意見の相違、こういうふうなものもやはり間違ひの中に、あるいは錯誤の中にお入れになるのかどうか、それを承つておきたいと思ひます。

○立花委員 基準財政需要なり、基準財政収入において用います数字は、意見の相違によつてどうにでもなるというふうなものはないか、避けまして、客観的にあるものをつかまえておるのであります。従つてその間違ひは純然たる事務的な間違ひでありまして、意見の相違によつて狂つていふやうな問題は含まれておりませぬ。

○立花委員 この錯誤は、純然たる客観的な、事務的な誤りというように了解してよろしくございませうか。
○萩田政府委員 その通りでございませぬ。

○立花委員 それから税法の問題についてお聞きしたいのです。さいせん税に關する懇談会のことについて、局長から御説明があつたのですが、税に關する懇談会と地方財政委員会との關係、税に關する懇談会は地方財政委員会にどういふ拘束力を持つておるか、また税に關する懇談会の意見といふものは、政府に対してあるいは自治庁關係に対して、どういふ法的な關係を持つておるか、税に關する懇談会自身どういふ法的な性格を持つておるか、私ども地方財政委員会の萩田さんから税に關する懇談会についてのお話を聞こうと思つておりませぬでしたが、それを御説明願ひたいと思ひます。

○萩田政府委員 税法の改正案を立案いたしましたことは、内閣の責任でございまして、内閣から法案が出るわけでございます。その法案を審議研究する一つの資料と申しますか、よりどころとして、特に内閣に税制懇談会を設置されて、その意見を徴されたものであるとわれわれは考へておりま

か、それを承つておきたいと思ひます。
○萩田政府委員 基準財政需要なり、基準財政収入において用います数字は、意見の相違によつてどうにでもなるというふうなものはないか、避けまして、客観的にあるものをつかまえておるのであります。従つてその間違ひは純然たる事務的な間違ひでありまして、意見の相違によつて狂つていふやうな問題は含まれておりませぬ。

す。それから地方財政委員会が、これまた税法の改正につきまして、直接の権限はないわけでありまして、一般地方財政の見地から、内閣にいろ／＼な情報なり意見なりを申し述べるといふ程度でございます。

○立花委員 税に関する懇談会を内閣がおつくりになつたと言われますが、これは法制上のものでも何でもないと申すのであります。その点もつ明かにしていただきたいのと、それから税に関する懇談会の地方税に関する根本的な考え方が、非常に反動的と申しますか、これは地方の自治体も指摘しているところで、特に市町村あたりの指摘しているところなんです、非常に逆行的な改正案をお考えになつておられるところの問題があり、税制懇談会の税に関する根本的な考え方について、地方財政委員会の今までの税に関する考え方と相当開きがあるし、いわば対立があると思うので、その点税に関する懇談会の改正案をどうやらになつておられるか、これをお聞かせ願いたいと思ひます。

○萩田政府委員 おつしやいますよ、この税に関する懇談会は法制的なものではないと思ひます。従いまして、その出された結果が、法律的に政府を拘束するとか何とかいうものではないと思ひます。

それから懇談会で出された考え方に對する地方財政委員会の考え方を尋ねになつたわけでございますが、地方財政委員会といたしましては、懇談会の考え方は個々の点等を全部ひつくるめまして、検討中でございます。またこれに對してどうのこうのといふことを申し上げない方が、かえ

つていいんじゃないかと考えております。

○立花委員 十分お知りになつておつてそういう御答弁をなさるでしようが、とにかくいざいざ申し上げましたように、税に関する懇談会の地方税に関する考え方は、非常に反動的な部分が含まれておりますので、その点ひとつ地方財政委員会で十分検討していただきたいと思ひます。特に今局長が言われたように、法制的な根拠もないものであれば、それが意見を出したからといって、それにただちに地方財政委員会が従わなければならないといふ何らの根拠もないと思ひますので、十分客観的に御批判があつてしかるべきだと存じます。

それから内容に入りますが、この内容全体を貫きまして、どうも法人とか大企業に對する問題だけが、特に取上げられておられて、個人の問題があまり取上げられていないのです。そういう点で一部修正が非常にへんばな形で取上げられておられると思うのですが、改正をおやりになるならば、やはり法人も大企業も個人も現在の地方税法には、いろ／＼欠陥があるのですから、それを同時に取上げるべきだと思ひますが、なぜ一方的にこういふものだけをお取上げになつたのか伺ひたい。

○萩田政府委員 大臣の提案理由の説明にもありましたように、今回行いますのはいざいざ事務的な問題でございます。実質的にどうするといふことを考えておられません。これは法人も個人も大所得者も小所得者も同じでございます。ただ趣旨におきましては、第一に、法人に關する納期の延長を認めますことは、これは先ほど

も床次委員から御質問のありました点であります。個人の分、大体普通の所得割あるいは固定資産税等につきましては、すでに納期が四回になつており、法人につきましても事業年度が一年に一回あるいは二回でございますので、一回、二回に税を納めなければならぬ。しかもこれは国税、法人税と、府県税たる事業税の法人分それから市町村民税中の法人税割、この三つのものが、ほとんど納期を同じくして納付されますので、かりにそれだけの利益が上つておられるところでありましても、現金繰りという問題が、個々の法人につきましてもございまして、また大きくわが金の金融界に与える影響も大きいものがあると思ひます。

府県税、市町村民税ともに歩調を同じくいたしまして、この点の調節をはかつたのであります。それから固定資産税につきましても、法人も個人も、大きな財産を持つておられる人も、小さな財産を持つておられる人も、同様に慎重な評価をいたしますために、六箇月間程度延期したということでございます。別にその間差等をつけるというようなことはございません。

○立花委員 そういふものが、特に目立ちますのは、市町村民税の法人割及び法人事業税の納付が非常に遅れておられるわけですね。法人の事業税などは、二箇年ばかり遅れているのがざらにありまして、こういうものを法的に確認したということになります。勤労所得税などは月給袋から天引きされる、月給を差押えられるというような形で取上げられておられますのに、法人の場合にのみこういう形で非常に遅延する。しかも個人の市民税に對する苛酷な取立

てについては、何ら特別の例を設けてないといふことは、何と強弁されても、非常に片手落ちだと思ひます。特にこの法人の事業税の納期の延長の理由といたしまして、金融及び取引の事情にかんがみとあるのですが、法人に對する金融の責任まで、税金で負わなければならないといふことはどこにもありませんので、法人に對する金融の問題あるいは取引に對する資金の融通の問題は、岡野さんのような銀行屋さんが十分お考えになればいいので、地方税にまでそういうことを理由にして差等をつけるというものは、まったく不可能だと思ひます。税というものは、特にだれにでも一律に平等にやらなければならないにございまして、こういう理由にもならない理由でもつて、金融及び取引の事情にかんがみて、法人だけは税を猶予するといふことは、何と申しましても妥当じゃない。こういうことをやりますと、月給袋から天引きされておられる勤労所得階級は、税を納める意欲がなくなりまして、なぜこういうことを特におやりになつたか。こういうことは、資金の操作あるいは金融の操作で十分やれるのではないかと、ここにおあげになつた資金及び取引上の事情にかんがみてというようなことは、税でかげんすべきじゃないに、国家の金融に對して、あるいは市中の融資に對してやれることではあります。なぜこういうものを税金でおやりになろうとしておられるのか、これは大臣のお答えをお聞しいたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。ただいま金融が非常に逼迫しております。まして、経済活動がそれによつて鈍つておるような情勢もございまして、

税をとりまします立場から申しますれば、できるだけ四割に税が入るようになつてほしいと思ひまして、国家の法人税もやはり金融情勢にかんがみて、とりやさいようにしてつきたい、こういう考えから地方税におきましても、そういうことにはしたわけでございます。金融のこととはこうしたいじゃないか、ああしたいじゃないかといふことは別個の問題でございまして、われ／＼税をとりまします立場から申しますと、できるだけ企業もつぶさずに、また個人の経済にもあまり影響を及ぼさないで、そうしてスムーズに税が納められるという方向に、税制を改めたいといふことではないかといふことから出発したのでございまして。

○立花委員 金融に困つておりますのは法人だけじゃないと思ひます。個人もみんな金融に困つておられます。金融に困つておられる理由だけで税の延期をするならば、個人もおやりになつたらい。何も法人だけ金融に困つておられるのではない。だから、金融に困つておられる理由だけで、法人の税を延期するといふことは納得できない。それから金融が逼迫したとおつしやられますが、金融は私は逼迫してないと思ひます。何となれば今日の本会議ですが、資金運用部の金を一般会計に繰り入れるという提案がなされておられるわけですが、資金運用部の金は莫大に余つておられるので、まあそうと思へばまわされる金がたくさんあるわけですから、国家の金融政策へ完全に行われなかつたならば、決してこういう理由で法人の事業税の問題、法人税割の問題は、法人すなわち資本階級だけの

恩典になることは明瞭であります。この点は今までの御説明では、どうも私も納得できないのであります。それから秋田君は固定資産の問題は、大企業も小さいところも同じだと言われましたが、これはやはり違うのではないかと。たとえば自分の持つて住んでおられます家の固定資産評価の問題は、毎年毎年変化はありませんが、それが毎年違う、それが大きな問題だというのは、大企業の固定資産だと思ふのですが、こういう問題をかゝる評価はおやりになることとは、実際上は一体どういふことになつておるか。自分の住んでおられます家は、去年とあまり違わないと思ふのですが、大きいものになつて来ると大きな開きがあると思ふ。現在大きな固定資産に対する評価が、どの程度完全なものが行われておつて、適切でないものがどれだけあるのか、これを御説明願わないと、この内容がわからないわけです。御説明願ひたいと思ひます。

○秋田政府委員 第一の法人の納期の問題であります。これは先ほども御説明申し上げましたように、法人につきましても、法人税及び事業税、法人割が同一の時期において三重にかかるわけでありませぬ。しかもそれが年に一回とか二回とかきまつておられます。また決算期も大体三月、九月というふうなきまつておられますために、法人自体の金融の面も大いに考えなければならぬ。金の面も大いに金融という面も考えなければならぬ。これを延ばしたのではありません。法人について非常には遅れておるのではないかとお説であります。それは法律が改正にならない前の古い税の問題でありまし

て、最近事業税が申告納付になりました。それから遅れておられません。しかもこの條文の適用は、この納期延長の法律の施行後でありますから、過去の分については適用するわけではありませぬ。それから固定資産税の問題につきましても、これは今どこがどう悪いといふことがわかりませぬからこそ延ばして、慎重に考えたいと考へるのであります。特に大法人の方が悪く小所得者の方は大体適正だといふ結論はまだ出ていないのであります。小所得者の問題につきましても、たとへば農家とか小さな土地といふようなものにつきましても、いろいろの批判がございませぬ。小さいのは小さいなりに困るのでありますから、やはり納期を、来年度の正式決定の期日を延ばしまして、その間に十分な研究を行いたいという趣旨でございませぬ。

○立花委員 固定資産には問題があるだろうと思ふのですが、しかし一体そこらにありませぬ。個々の市民の住んでおられます家についての評価で、一体どこがどう悪いといふふうにお考えなのか、これは大して問題がないのではなからぬと思ふのです。問題はやはり八幡の製鉄所であるとか、川崎の造船所であるとか、こういう大きいものの評価について、資本家側の非常に大きな反抗が出ておる。こいつが問題でありませぬ。固定資産税の仮決定といふことが出ておられますので、自分の小さな家の評価の問題がどういふことは、あまり出ていないのじやないかと思ふのですが、出ておるとおしやるのであれば、どういふ問題で、そういう個々の家の評価に意見があるのか、この点をひとつお尋ねしておきます。

○秋田政府委員 先ほど申し上げましたように、具体的にどれがどういふことは、今わかつていないのであります。かりにわかつておれば今直せばいいのであります。わかつておられますから来年度に延ばしまして、その間に慎重に考えたいといふのであります。ことに大資産について問題があるから延ばしたのだらうとおしやるのであります。むしろこれは大資産については問題はないのであります。と申しませぬ。帳簿等がはつきりしておりますし、資産の再評価価格もいふのも、はつきり出ておられますので、それに基いて評価いたしますれば、資産は大きいのでありますけれども、そのような関係上、割合に問題がなからぬ。むしろ小さい住家、ことに農家、あるいは農地といふようなところに、相当問題が残つておるわけではございませぬ。

○野村委員長代理 立花委員にお願いしたいのですが、あと二、三質疑の方がありますので、なるべく簡単に。○立花委員 もう一つ、附加価値税の問題ですが、これは附加価値税が決定されます場合に実施を二箇年間延期をする。税法が決定されませぬ場合に、実施を二箇年間延期するといふようなことは、前代未聞だといふ批判もありませぬ。二年先にやるなら、やめた方がいいじやないかという意見もあつたのですが、それを押し切つて、政府はおやりになつたわけですか。ところがまたこれを何箇月も延ばす、しかもここに書いてあることを見ますと、附加価値税の施行に関する結論を得るまでの間、附加価値税そのもの実施方法をどうするか、わからぬといふ

ことになるのですが、そういうお考えなのかどうか。附加価値税の施行に関する結論を得るまでとあるのですが、これは一体どういふことなのか。岡野さんはこの附加価値税の施行に関する結論を得ておられないのか。法律上はこれはやることになつておるのであります。この説明の理由の中には施行に関する結論を得るまでとあります。で、これはとんでもないことだと思ふのであります。やるおつもりはないのか。大臣の御答弁を願ひたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。附加価値税は、御承知の通り世界で初めてできた税でございまして、これは慎重に研究しなければならぬといふわけで、最初御政府が提案いたしましたときには、一年間延ばしておこう、こういうことになつたのであります。国会の方でそれでもまだ十分じやなからうといふことで、国会の御修正によりまして、二年間延ばすといふことになつておるわけでございます。その後いろいろ実情を探察いたして来ましたところが、やはり相当の実施にたいしては、実施の系統とか、いろいろ方法も考えなければならぬ。また運用して行く上において、考えなければならぬ点が相当ございませぬので、まだ検討の余地が残つておる、こう考えましたので、やつたわけでございます。これを実施することは、法律の規定によりまして実施しなければならぬことでございますが、とりあへずこの際一般から届け出すのに、非常に納税者の方で困つておるといふようなことも聞きますので、ございませぬから、その届出期間を一応延ばしておこう、そのうち附加価値税そのもの実施方法を

について検討して行く、そして、また延ばさなければならぬ情勢になつて来るかもしれないが、その辺のところは、ただいまのところまだよく結論は出ておりませぬから、こういうような御提案をいたしておる次第でございます。

○立花委員 これで両方の質問は終りたいと思ふのであります。最後に一つだけお聞きしておきたいのは、平衛交付金の問題と重大な関連があります。地方の行政整理並びに地方公務員のベイス・アップの問題ですが、これは本日詳しくお尋ねするのは差控えたいと思ひますが、これについて特に機会をおつくりになつて、この委員会でも検討をなさる御意思はありますか。これはぜひおつていただきたいと思ふのですが、特にベイスの問題なんか、地方公務員が国家公務員よりも大幅に切り下げられる。実際上これは格下げになる場合がある。これは地方公務員法とも矛盾して参ります。面が出て参つておられますので、重大な問題だと思ひます。この二つの問題を特に審議する機会をおつくりになる意思があるかどうか。これはひとつ委員長にもお尋ねしておきたいのですが、このベイス・アップの問題と、地方の行政整理の問題を特に委員会でも審議する機会をおつくりになられるお考えがあるかどうか。大臣並びに委員長からひとつ御答弁願ひたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。われわれ政府側といたしましては、国会が、出て来て説明しろとか、こういうことをするから出て来いとおつしやれば、当然私は出て来て御説明もいたし、また御質問に答ふる次第で

○野村委員長代理 委員長に対する御質疑は、この問題は非常に重要でございまして、先般内閣との連合審査もやつたわけですが、さらに理事会等に諮りまして、善処したいと思っております。

○門司委員 私は案の内容については、この次の委員会で聞きたいと思っております。ただ一点二点だけ、大臣の説明書の中でお聞きしておきたいと思っております。それは改正の第二点の附加価値税のところでありまして、ここに、今立花君からちよつと触れておつたようでありまして、今日のおが国の社会、経済情勢及び地方税制全般との関連上、予定通り附加価値税を実施することについては、なおしばらく慎重な検討を必要とするものがある、こういうふうな書いてあります。一体附加価値税を実施することについては、慎重な検討を要するということになつておられますと、それから前段に書いてあります地方税制全般との関連上、こういうふうな字句が使つてあります。これは単に今の立花君に対する答弁だけでは、私ちよつとわからぬのであります。政府はこの附加価値税を延ばすということと、それから地方税法の総括的改正というものを、一体考えられておるかどうかということをも、もし御答弁できましたら、ひとつお願いしたいと思います。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。附加価値税はさきほど申し上げましたように、非常に新しい税法でございます。これをほんとうにスムーズに徴収して行く点においては、また考えなければならぬこともございませ

す。そうしてさしあたり納税者が届出をしなければならぬ時日が、非常に迫つておりますから、それまでに納税者が的確な届出ができるかどうかと云うことが、問題になつておりますから、やはりもう少し延ばしてみたらどうか、こう思つております。

それから附加価値税を今後やつて行くかどうかというところは、むしろこれは法律でございまして、われわれといたしましては、やつて行かなければならぬ義務を持つておりますので、やつて行く気分には間違いないと思つておられます。しかしながら一面地方財政の窮乏の場合におきまして、また大きな新しい画期的な地方税法を実施しました後に、いろいろ考えなければならぬ点もたくさんございまして、財政の立場から地方の財政を確立して行かなければならぬという点も考えまして、税法に大幅な改正も考へておる次第でございます。そうしますと税法の改正をいたします場合に、附加価値税のこれを残しておくか、またやめてしまふかということも、一応は思想的に考えられることとございまして、その辺のところは非常に正しいでございますけれども、税法を改正して行くということは、間違いない点でございまして、その場合に附加価値税も、一応論議の中心になるというように、お考えくださいまして、この問題でございます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。これを延ばすことと、三月三十一日まで延ばすと、こうなつておりますが、この通常国会に、三月三十一日までには地方税法の改正を、大幅に行う意思があるというように、政府の意見を解釈し

てさしつかえございせんか。

○岡野国務大臣 その通りです。通常国会におきまして、地方税法を大幅に改正するように、持つて行きたいと考えております。

○大矢委員 今私が聞かんとおるところを立花君並びに門司君から聞かれたのであります。私も地方税法の全般的な改正と、それから附加価値税の三月三十一日まで延期についての政府の意見を聞きたいと思つたが、今答弁がありましたから、それはけっこうです。

それから今度の国家公務員の整理、それに関連して地方の公務員の行政整理に伴う退職金、これに対して、課税するというところは、一体今までしばしば問題になつておつた、この機会に何らかこれに対して課税しないような措置をとる意思があるかどうかこの点をお伺いしたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。国家公務員の退職金につきましては、相当大幅にこれを税金のかからぬようにしようという方針で進んでおります。それと歩調をあわせて、やはり地方公務員が退職金をもらいますときには、大幅に税金を下げるというふうな考えをもつて臨んでおります。

○大矢委員 それはいつごろになるか、その時期それから内容について、もしおわかりになつたら……

○岡野国務大臣 早速にやることに考えております。

鳥果の川辺郡笠砂町というところは、今回のルース台風の被害を非常に受けたのであります。実は地元がかかる被害を受けるとともに、地元におきまますところの消防団員が遭難船を救助せんがために、二十六名ばかり救助に出たのであります。この者がかえつて遭難したという状態でございます。従つて二十名の遭難によりまして、多額の遺族扶助料を出さなければならぬという状態でございます。過般本会議におきまして、消防組織法を改正いたしまして、消防団員に対する公務傷害の場合の補償條例をつくるということにつぎまして、御審議を願つて、これが実施されておるのであります。その結果といたしまして、この町においては多額な公務員死亡に對するところの支出を要するということになつたのであります。これは法律の改正の結果、実際事情に即した処置になるというわけでありまして、まことに喜ばしいわけでありまして、反面におきまして、町財政としては非常に苦しいのであります。この支出に關しましては、特別交付金等において考慮していただかなければ、とうてい規定せられませんでしたところの補償條例の意味が行いたいという状態になつておるわけでありまして、今後いろいろこういう例が出て参ると思つたが、特に本町の場合には、遭難者の数が多かつたために、その金額が大体所要額四百九十八万円、なお沈没船の船体補償というものも含んでおるのであります。非常に額が大きいために、かねて懸案になつておりましたが、如実にこれが財政上の一つの大問題として現われて来たのであります。この点ひとつ平衡交付

金の配分等におきましては、特別な御考慮を得たいということをお願ひ申し上げておき、また各委員の方におかれましても、消防組織法におきまして規定がある事柄が發生するのである。これが同時に平衡交付金等において見られなければ、實際その條例の運営ができていふことになつておるといふ事情を、ごしんしやくの上、ひとつこの町からの陳情に對しましては、特別な御配慮にあずかりたいとお願いする次第であります。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。そういうことにつきましては、特に特別平衡交付金の制度が設けられておりますから、その方面からできるだけのことをいたしたい、こう考へております。

○野村委員長代理 両法案に對します質疑は、今日はこの程度にとどめておきます。

○野村委員長代理 この際小委員会設置の件につきましてお話をいたしました。すなわち消防法の一部を改正する法律案起草のため、消防法に關する小委員会を設置したいと思つたが、御異議ございせんか。

○門司委員 今委員長が言われて簡単に話されたのであります。一体消防法改正をしなければならぬということとが、委員長の發議で行われるのか、あるいは委員会としてそういう問題があるのか、どなたかの提案で出て来ておつてやるのか、これが議員提出ということになりますと、やはり委員長の考へで、そういう委員会をこしらへることがいとお考えになるのかどうか、案は実

はまだないわけでありまして政府からも出ておりませんし、どこからも出ていない、その際に消防法のどこをどういふふうに変更するかというものは、実際問題としては、まだこの委員会には何も諮られておりません。従つて委員長のお考えで、消防法のどこかを改正しなければならぬということが、そういう委員会をつくる方がいいという御発議なら、それでもよろしいと思いますが、その点をひとつ明確にこの際におきたい。

○野村委員長代理 私自身としても、この改正の必要性を認めておりますし、また本委員会におきましても、この必要性を認めて、前国会に小委員会の制度を設けて、研究をいたしておつたわけでありまして、そういう観点から、小委員会の制度をこしらへまして、十分検討したい、こういう考えでございます。ただいま申し上げましたように、この小委員会を設置することに御異議ございませんか。

○野村委員長代理 御異議なしと認めまして、さよう決します。つきましてはその小委員及び小委員長の選任は、委員長より指名することに御異議ございませんか。

- 「異議なし」と呼ぶ者あり
- 野村委員長代理 御異議ないと認めまして、委員長より指名することいたします。まず小委員には
- 大泉 寛三君 尾関 義一君
 - 河原伊三郎君 川本 末治君
 - 野村専太郎君 吉田吉太郎君
 - 龍野喜一郎君 鈴木 幹雄君
 - 床次 徳二君 門司 亮君
 - 立花 敏男君 久保田鶴松君

大石ヨシエ君
小委員長には
川本末治君
を指名いたします。
本日の委員会は、これをもつて散会いたします。明日は午前十時より委員会を開会いたします。
午後零時三十九分散会

第十二回国会衆議院地方行政委員會議録第四号中正誤

頁	誤	正
二二	四より	五まで
三	末	飯島 健輔